

議第89号

大八グラウンドサッカー場整備工事（人工芝）請負契約の変更について

大八グラウンドサッカー場整備工事（人工芝）請負契約について、次のとおり変更したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議決を求める。

令和6年9月2日提出

高山市長 田 中 明

記

- | | |
|------------|--|
| 1 変更前の契約金額 | 240,856,000円 |
| 2 変更後の契約金額 | 261,096,000円 |
| 3 契約の相手方 | 高山市上岡本町3丁目410番地 大山土木株式会社 代表取締役 大山 顕寿 |
| 4 変更の理由 | 人工芝の土工事において発生する残土について、近接地での有効活用（無償）が困難となったため、残土処分場（有料）への搬出に変更したこと及びグラウンドに適さない軟弱土が地下に存在したため、良質土への入替えを追加したことによる。 |